

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 齋藤 元彦

新型コロナウイルス感染症に係る 飲食店等に対する要請等について

兵庫県へのまん延防止等重点措置は解除されますが、引き続き、感染再拡大への十分な警戒が必要であることから、下記の通り飲食店等に対し、感染防止策の徹底等を要請します。

ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 期 間 令和4年3月22日(火)から

2 対象地域 兵庫県全域

3 対象施設

種 類	施 設
飲食店等 (宅配・テイクアウトは除く)	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外
結婚式場 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けている施設)	結婚式場 等 ※ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も含む

4 要請内容〔特措法第24条第9項等に基づく〕

「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗(※1)	左記以外の非認証店舗
<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一テーブル4人以内での飲食の協力依頼 ・ 短時間(2時間程度以内)での飲食の協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一グループ4人以内(※2)での飲食を要請 ・ 短時間(2時間程度以内)での飲食を要請 ・ 酒類提供(※3)の場合は、「一定の要件」(※4)を満たすことを要請 ・ 「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨
感染対策の徹底を要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食以外の会話時のマスク着用の徹底 ・ 利用者の密の回避、換気の確保など、業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 ・ その他感染対策の徹底(※5) 	

※1 認証を取得した店舗に限る。今後認証申請を行う店舗は、認証取得日に認証店として取り扱う。

※2 入店案内は4人まで

※3 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む。

※4 非認証店における酒類提供の場合は以下の「一定の要件」の遵守

- | | |
|------------------------------|-----------|
| ① アクリル版の設置（又は座席の間隔(1m以上)の確保) | ② 手指消毒の徹底 |
| ③ 食事中以外のマスク着用の推奨 | ④ 換気の徹底 |

※5 ① 入場者の感染防止のための整理・誘導 ② 発熱等の症状のある者の入場の禁止

- | | |
|----------------|---------------------------|
| ③ 手指の消毒設備の設置 | ④ 事業を行う場所の消毒 |
| ⑤ 施設の換気 | ⑥ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 |
| ⑦ 業種別ガイドラインの遵守 | |

5 その他

(1) マスク着用を呼びかけるポスター等

- ①ポスター用 (A4 サイズ)
店内に掲示して活用してください。
 - ②ポップ用 (A6 サイズ)
メニュースタンドにはさみ、各テーブルに配置するなどして活用してください。
- ・ 県ホームページ
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/maskpr.html>



(2) 新型コロナ対策適正店認証の積極的な取得

感染症対策を実施している飲食店等を実地確認の上、適正店として認証しています。認証の積極的な取得をお願いします。

○認証時のチェック項目

- ① アクリル板等(パーティション)の設置又は座席間隔の確保
- ② 手指消毒の徹底
- ③ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ④ 換気の徹底
- ⑤ 入店制限 (同一グループの同一テーブルへの原則4人以内の入店案内)
- ⑥ 長時間飲食にならないよう呼びかけ
- ⑦ 体調がすぐれない従業員への対応
- ⑧ 「感染防止対策宣言ポスター」の掲示



○県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>

認証店に交付するステッカー

(3) ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等制度登録(*新型コロナ対策適正店認証店舗)

本制度を適用する場合、行動制限を緩和することができます。

※現在、人数制限を要請していないため、制度は適用していません。

〔登録方法〕

- ・ 「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録」事務局に登録申請書を提出
- ・ 申請があった認証店を実地確認調査し、基準を満たす認証店を登録 (制度登録ステッカーを交付)
- ・ 登録店舗は、県ホームページに公表



登録店に交付するステッカー

登録申請書URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/insyokutentouroku.html>

(4) 感染防止策の徹底

- ・ 適切なマスクの着用(不織布マスクを奨励)、手洗いや手指消毒、ゼロ密(三密(密閉・密集・密接)の回避)、人と人との距離の確保、換気、複数人が触る箇所の消毒
- ・ 飲食は、短時間、少人数で黙食を基本とし、会話をする際のマスク着用の徹底
- ・ 飛沫のかかる物品・設備の共用や使い回しの回避、使用前後の消毒の徹底

※添付のメッセージ(「まん延防止等重点措置解除 感染再拡大防止徹底要請!」)をご確認いただき、感染防止策の徹底をお願いします。

お問い合わせ先

◆兵庫県措置要請等相談窓口

3月25日(金)まで TEL:078-362-9921 受付時間:平日 9時~17時

3月28日(月)から TEL:078-362-9480 受付時間:平日 9時~17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

TEL:078-361-2501 受付時間:平日 9時~17時

◆ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録及び認証事務局コールセンター

3月31日(木)まで TEL:078-272-6511 受付時間:平日 9時~17時

4月1日(金)から 兵庫県措置要請等相談窓口(078-362-9480)で受付

◆県ホームページ(飲食事業者に対する要請等)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

まん延防止等重点措置解除 感染再拡大防止徹底要請！

まん延防止等重点措置が3月21日で解除されますが、新規感染者数は減少傾向にあるものの、依然、家庭、高齢者施設や学校等においては感染が続いています。また、今後、年度末・年度始めの行事や人の移動が多い時期を迎えるなど、感染再拡大には十分警戒が必要です。

感染再拡大させないためにも、今一度、一人ひとりの感染防止策の徹底をお願いします。

1 基本的な感染防止策の徹底

- ・ 定期的な室内換気、適切なマスク着用、こまめな手洗いや手指消毒、人と人との距離確保、ゼロ密（三密（密閉・密集・密接）の回避）など日常生活での基本的な感染防止策を徹底してください。
- ・ 家庭内でのこまめな手洗い、消毒、換気、家族の健康管理、高齢者や子どもの感染防止策を徹底してください。
- ・ 飲食は、短時間・少人数を基本に、認証店舗は同一テーブル4人以内、非認証店舗は同一グループ4人以内での飲食、会話の際はマスク（不織布マスクを奨励）の着用を徹底してください。
- ・ 飛沫のかかる物品・設備の共用や使い回しの回避、使用前後の消毒を徹底してください。
- ・ 発熱・咳など体調が悪い場合は、出勤・通学・通園等は控え、医療機関に電話のうえ受診してください。

2 リスクの高い行動の回避

- ・ 混雑している場所や時間を極力避けて、少人数で行動してください。
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店・カラオケ店等の利用や路上・公園等での飲酒は厳に控えてください。
- ・ 高齢者や基礎疾患のある方は、いつも会う人と少人数で会うなどにより、感染リスクを減らしてください。
- ・ 多数利用施設では、入場者の整理やマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染防止策を徹底してください。
- ・ 発熱等の症状がある場合、帰省・旅行、イベント・行事への参加等は控えてください。

3 ワクチンの積極的な接種

- ・ 積極的な追加接種とともに、1・2回目の未接種者も積極的に接種を検討してください。
特に高齢者や基礎疾患のある方は、積極的な接種をお願いします。

クラスター発生を踏まえた感染防止策

(別紙)

<p>高齢者施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「介護現場における感染対策の手引き」や兵庫県作成の感染予防ポスターやチェックリスト活用による対応の徹底 (平時からの感染対策の取組の徹底、感染が発生した場合の適切な対応・ケア) ○施設利用者及び従事者へのワクチン追加接種の促進 ○日々の体調管理の徹底、頻回検査の受検 ○面会者からの感染を防ぐため、オンラインによる面会実施等の対応を検討 ○施設等への介護サービス継続の支援や往診医師派遣による感染対応の強化 ○高齢者施設等の利用者が退院する場合の早期受け入れや施設内の療養環境整備を行うため、感染管理認定看護師等の派遣など高齢者施設等での体制強化
<p>学校等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、春季休業期間中においても、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動(部活動を含む)を実施 ○県外活動は、実施地域における感染状況、県外活動中に感染者が確認された場合の対応等を十分に確認のうえ、人数、時期、場所等を慎重に見極めて実施 ○宿泊を伴う活動は、感染防止対策の取られている宿泊施設を利用 ※学校での宿泊は行わないこと ○児童生徒・教職員以外の教育活動への参加については、必要最小限とすること ○入学式等の行事についても、基本的な感染対策の徹底と開催方式の工夫の促進 ○春季休業期間も活用した教職員のワクチン追加接種の促進
<p>保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けること ○職員や保護者のマスク着用の徹底とともに、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童は、可能な範囲で一時的に、マスク着用を推奨 ○できるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育の実践 ○遊具や玩具等を共用する場合、こまめな消毒等の徹底 ○入園式等の行事について、基本的な感染対策の徹底と開催方式の工夫の促進 ○手洗いの徹底、可能な範囲で机を向かい合わせにしないなどの対応の徹底 ○濃厚接触者である保育士等への早期復帰のための検査の積極的実施
<p>事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務(テレワーク)の取組の推進 ○感染拡大地域への出張は、マスク着用など基本的な感染対策を徹底し、感染リスクの高い行動を避けること ○事業継続が求められる業種に係る業務継続計画(BCP)の確認、重要業務の特定、体制の整備、必要物資の備蓄等の推進